

韓国の経済格差拡大と非正規労働問題

よこた のぶこ
横田 伸子 ●山口大学大学院東アジア研究科・教授

1. 2012年大統領選挙の焦点 —経済格差の拡大と経済民主化

2012年12月19日に行われた韓国の大統領選挙では、保守と目されるセヌリ党の朴槿恵氏^{パククネ}と、革新を代表する民主統合党の文在寅氏^{ムンジェイン}の一騎打ちとなり、得票率51.6%で朴氏が、同48.0%の文氏を破り接戦を制した。しかし、保守と革新に色分けされながらも、両氏の選挙公約では政策上の違いがそれほど浮き彫りにならなかった。とくに、李明博政権の5年間でかつてないほど広がった経済格差を解消するために、両候補とも、「経済民主化」を韓国社会が直面する焦眉の課題に挙げた。経済民主化とは、これまでの財閥偏重政策を転換し、富の分配を公正にしようとする政策を指す。

周知のとおり、韓国は、1960年代以降、財閥を中心とする輸出指向型経済発展戦略によって、「漢江の奇跡」と呼ばれる驚異的な経済発展を遂げ、第2次オイルショックと1998年の「IMF経済危機」を除けば、現在に至るまで順調に経済成長を続けてきた。この結果、1970年にGDPが81億ドル、一人当たりGNIが253ドルに過ぎなかった韓国の経済規模は、2010年にGDPが1兆145億

ドルで世界14位、一人当たりGNIは1万9,890ドルにまで拡大した。とりわけ、開発当初、日本のキャッチ・アップを目指した輸出産業は、1998年のIMF経済危機を克服する過程で、電気機器、半導体、自動車などの分野で、サムソン電子や現代自動車などの財閥系企業が日本企業を凌駕するまでになった。

このように、世界有数の輸出企業を後押しして輸出を伸張させることによって経済を底上げしようとする輸出立国成長戦略は、李明博政権下で拍車がかかった。元々財閥系大企業の現代建設のトップとして立志伝中の人物であった李明博大統領は、2008年のリーマンショックからの経済再生を図るため、法人税減税や出資規制緩和などの財閥支援策を矢継ぎ早に打ち出した。とりわけ、他国に先駆けてのEUやアメリカとのFTA締結は、財閥系大企業の輸出収益を大幅に増大させるのに役立った。しかし、2011年11月に野党の反対を押し切って批准した韓米FTAに対しては、韓国国内で反対運動が大々的に展開された。つまり、「FTAの恩恵を受けたのは一握りの財閥系大企業に過ぎず、むしろ、中小商工業者や農業は大きな打撃を受け、その上、良質な雇用は創出されず、経済格差は拡大の一途をたどっている（『毎日労

働ニュース』2011年11月25日付) 現実に対する国民の不満が、韓米FTA反対運動となって爆発したのである。

2. 経済格差の拡大

韓国における財閥への富の集中はすさまじい。2011年の韓国10大財閥グループの総売上額は946兆1千億ウォンで、これは、同年の韓国のGDP 1,237兆1千億ウォンのじつに76.5%に当たる。しかも、10大財閥グループの売上額がGDPに占める割合は、2002年の53.4%から2008年に63.8%に上昇した後、李明博政権の3年間で一気に23ポイントも高まり、経済や富の財閥への集中度が急速に高まったことがわかる。なかでも、韓国第1位の財閥サムソングループの売上額は270兆8千億ウォンで、GDPの21.9%にも至っている(『聯合ニュース』2012年8月27日付)。

こうした財閥への経済や富の集中と表裏一体の関係で、韓国では、1998年のIMF経済危機以降、経済格差が急速に拡大している。所得不平等度を表すジニ係数は、1997年に0.264であったのが、1998年に0.293に急上昇し、2000年代半ば以降も顕著に上昇し続け、2009年には0.320にまで達している(韓国統計庁KOSIS)。加えて、2006年の国税統計年報によれば、韓国の所得上位1%が所得全体の16.6%を占め、OECD諸国ではアメリカの17.7%に次いで高い。これは、韓国の貧富格差の激しさを示し、2006年時点ですでに、韓国は所得不均衡がそれほど深刻ではないという一般的な認識を覆すことになった。

しかし、より注目すべきは、賃金労働者間での賃金格差の拡大である。すなわち、韓国統計庁の経済活動人口付加調査によると、賃金総額の上位10%と下位10%の賃金格差は、2010年8月で5.14

倍だったのが、2012年8月には5.71倍と賃金不平等度が大きく増大した。この賃金不平等度は、OECD諸国でメキシコ、アメリカと並んで最高水準である。これはまさに、非正規労働者をはじめとする「周辺労働者」と、財閥企業などの大企業男性正規労働者を典型とする「中核労働者」との格差拡大と言い換えてもよいだろう。

このように急激な経済格差拡大の中で、2011年9月にアメリカ・ウォール街に端を発し世界中に広がった、「反格差」を訴えるオキュパイ運動は、ソウルでは、若者や周辺労働者を中心に数千人規模の集会に発展した。ここで周辺労働者とは、全賃金労働者の約半数を占め、低賃金、長時間労働、不安定雇用を特徴とする非正規労働者だけでなく、中小零細企業労働者や、就業者の約30%にも及ぶ都市零細自営業者を加えた層である。彼らの間には絶えず交流・循環関係があり、渾然一体となって膨大な都市下層を形成している。周辺労働者は、低・不安定所得及び不安定就労に加え、労働法や社会保障制度、労働組合の保護からも排除されている点で、経済格差を社会的格差問題へと深化させている。次節では、韓国の周辺労働者、ことに非正規労働者の実態について詳述したい。

3. 韓国における 非正規労働者の実態¹

韓国の非正規労働者の実態を、2012年8月の「経済活動人口調査」及び「経済活動人口付加調査」から考察してみたい。まず、非正規労働者の規模を推計すると、賃金労働者の約半数の47.5%が非正規労働者で、日本の35.1%と比べても12ポイントも高い²。男女別で見ると、男性の38.8%、女性の59.2%が非正規労働者で、女性の非正規比率が20ポイント以上も高く、正規-非正規労働者構成におけるジェンダー構造が見て取れる。

次に、韓国の非正規労働者の労働条件を見てみると、労働時間の長さが顕著である。日本の非正規労働者の過半数が短時間パートであるのとは裏腹に、韓国の非正規労働者の週当たり平均労働時間は、男女ともに正規労働者のそれより2～3時間以上も長い。

また、2000～2012年の正規労働者の月平均賃金を100.0とした時、非正規労働者の対正規労働者賃金比率は、2000年の53.5から2010年の46.8へと一貫して減少し、両者の格差拡大傾向がわかる。それは2012年で49.6と若干縮小するが、非正規労働者の月平均賃金は依然として正規労働者の半分にも満たない。さらに、平均賃金が法定最低賃金に満たない労働者の割合は、正規労働者は2.3%に過ぎないが、非正規労働者は21.5%も存在し、非正規労働者の貧困が顕著である。しかも、最低賃金に達しない割合が男性非正規労働者は12.5%であるのに対し、女性非正規労働者はその約2.5倍の30.6%にも及んでおり、女性の貧困化はきわめて深刻である。こうして、韓国の非正規労働者は、正規労働者と比べて低賃金・長時間労働と特徴づけられ、両者の格差はこの間ずっと拡大してきたことがわかる。

しかし、韓国の非正規労働者と正規労働者の格差は労働条件にとどまらない。重要なのは、多くの非正規労働者が労働法や社会保障制度、労働組合の保護から排除されている点である。韓国では、安定的に雇用されて初めて、社会保障制度に包摂され、労働組合の保護を受けられるため、不安定雇用は、これらの社会的排除を引き起こす主要因となる。というのは、韓国の社会保障制度は社会保険と法定企業福祉の比重が圧倒的に大きく、所得断絶の可能性が高い不安定就労者は社会保険制度の死角地帯におかれる可能性が高いからである。また、韓国の労働組合は、大企業正規労働者の企業別労働組合が主体であるため、零細企業を中心

に分散して存在し、職場を転々と変わる不安定就労者が労働組合に組織されるのは困難である。

では、韓国の非正規労働者の内部構成を詳しく見てみよう。韓国の非正規労働者のうち、もっとも大きな比重を占めるのが一般臨時職である。韓国の非正規労働者の32.8%、つまり3人に1人が一般臨時職ということになる。一般臨時職の定義は、「雇用の期限の定めのない労働者であっても、現在の職場で将来、長期的に働き続けることが保障されない、雇用が不安定な労働者」である。これは、先進国の今日的な雇用契約において、不安定な雇用類型であった期限の定めのない雇用契約が、解雇規制の導入によって、長期雇用が保障される契約の典型として意味の反転が起こったのとは対照的である。それは、韓国では、勤労基準法に定められた解雇規制が従業員5人未満の事業体では適用除外になっており³、^{あまね}普くその効力を発揮しえないからである。実際、一般臨時職の35.1%が5人未満の事業体に集中しており、零細企業に偏在している一般臨時職に対して、解雇規制を適用しなかったり、雇用契約を明示的に示さないことは法的に認められており、この結果、その雇用はきわめて不安定にならざるを得ない。必然的に、雇用保障が脆弱な一般臨時職は、企業への定着性が低く、頻繁に労働移動を繰り返す。一般臨時職がその約3割を占める韓国の非正規労働者は、職場間移動だけでなく、失業者、非労働力人口とワーキング・プアの間を行ったり来たりする度合いが高い。一般臨時職のほかに、解雇規制の適用除外となったり、あるいは勤労基準法自体が適用されない非正規労働者は、臨時パート、日々雇労働者、特殊雇用、家内労働で、非正規労働者の64.4%にも上っている。

これに加えて、社内下請や社外請負、派遣などの間接雇用の急増が最近、指摘されている。請負元と請負先企業の間で使用者責任が曖昧なため、

これらの労働者の多くも労働法の保護から排除されていたり、使用者の脱法行為に曝されている場合が多い。しかし、その正確な規模の把握は困難である。ここでは、急速に増大している間接雇用の考察は、韓国の非正規雇用の実態を把握するのに不可欠であるという点を指摘するにとどめたい。

一般臨時職に次いで割合が大きい非正規雇用形態は、期間制雇用の24.2%である。期間制雇用は、先進国では有期雇用として雇用の不安定性を条件づける働き方である。しかし、韓国的な雇用契約の脈絡では、雇用の期限の定めがあるということは、期限の定めはなくとも不安定雇用である一般臨時職とは異なり、期間中の雇用が保障されている分、逆に雇用の安定性が増すという逆説的意味を持つ。さらに、2007年7月に施行された非正規職保護法は、期間制雇用の解雇制限や労働条件の書面明示義務を厳格に定め、その雇用保障を強化した。非正規職保護法の解雇制限もまた、従業員5人未満の事業体に対しては適用除外となっている。しかし、一般臨時職の5人未満零細企業比率が高いのとは対照的に、期間制雇用のそれは13.9%に過ぎず、逆に、従業員規模100人以上の事業体に従事する比率は21.7%に及び、これは一般臨時職の4.0%の5倍以上である。ここから、期間制雇用に対しては解雇制限がかなりの程度効力を発揮していると言える。期間制雇用が相対的に雇用の安定性が高いのは、その比較的高い専門性や技術・熟練に因るだけでなく、IMF経済危機以前に正規雇用だったのを非正規雇用に変換した職種が多いからである。言わば、非正規職保護法は、IMF経済危機で社会問題化した非正規労働問題の上澄みだけをすくったに過ぎない。

最後に、雇用の不安定性によって規定される、

韓国の非正規労働者の社会保障制度の適用率及び労働組合への加入率を、正規労働者と比較してみよう。正規労働者の社会保障制度への包摂と、非正規労働者の社会保障制度からの排除が一目瞭然である。正規労働者の国民年金や雇用保険など社会保険の適用率は80~90%台なのに対し、非正規労働者は30%台で、一般臨時職では10~20%台である。但し、期間制雇用は例外的に60~70%台である。

また、労組加入率はどうだろうか。1987年の労働者大闘争以降、韓国の労働運動の戦闘性と要求貫徹力の強さはつとに知られてきた。しかし、その主力は大企業男性正規労働者による企業別労働組合で、大部分の非正規労働者は労働運動から排除されている。それは労組加入率によく表れている。正規労働者の労組加入率は20.1%なのに対し、非正規労働者のそれはわずか2.0%に過ぎない。とくに、雇用が不安定で労働力の流動性が高く、零細企業に分散して存在する一般臨時職の労組加入率はもっと低く1.0%である。

韓国の賃金労働者の約半数を成す非正規労働者の多くは、雇用の不安定性に規定されて、正規労働者と比べて労働条件だけでなく、法・制度及び労働組合への包摂においても大きな格差が生じ、IMF経済危機以降それが急激に拡大してきた。これに中小企業労働者や就業者の約3割を占める都市零細自営業層、失業者、非労働力人口などを含めた周辺労働者が膨大に存在するのが韓国の労働社会の現状である。窮地に立つ周辺労働者の切実な声こそ、大統領選挙で格差解消と経済民主化を韓国社会の喫緊の課題として浮上させ、すべての候補に福祉国家構築の必要性を強く認識させたのである。

-
1. 韓国の非正規労働者の実態について詳しくは、拙著『韓国の都市下層と労働者—労働の非正規化を中心に』（2012年、ミネルヴァ書房）を参照のこと。
 2. 2012年の韓国の非正規労働者の規模については、統計庁が全賃金労働者の33.3%と推計しており、政府と労働組合の推計値では14.2ポイントもの大きな差がある。本稿では、雇用形態だけでなく、正規労働者との処遇差別や法・制度からの排除の有無も勘案して非正規労働者を定義している韓国非正規労働センターの分析と分類を採用した。非正規労働者の規模推計をめぐる論争については、上掲拙著を参照されたい。
 3. 韓国では労働基準法を勤労基準法といい、勤労基準法に定められた、解雇規制、労働時間及び休暇、就業規則、法令要旨等の揭示、労働委員会への損害賠償の請求の規定は、従業員5人未満の零細企業には適用されない。

次号の特集は

「セクシュアル・ハラスメント（仮題）」です。